介護保険負担限度額認定において非該当と認定された方へ

市町村民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、利用者負担第 4段階として食費、居住費の全額を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に なるということがないように、次の特例減額措置が設けられています。

≪特例減額措置の内容≫

次の条件<u>①から⑥のすべてに該当する方</u>に、条件③に該当しなくなるまで、食費又は居住費若しくはその両方について、利用者負担第3段階の負担限度額が適用されます。

1	属する世帯の構成員の数が2以上であること
2	介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の
	食費・居住費を負担していること
3	全ての世帯員について、サービスを受けた日の属する年の前年(その日の属する
	月が1月から7月までの場合は、前々年)の「公的年金等の収入金額+合計所得
	金額(公的年金等に係る雑所得を除く。)」を合計した額から、「一割の利用者負担
	+食費+居住費の年額見込み」を控除した額が80万円以下であること
4	全ての世帯員について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信
	託及び有価証券の合計額が 450 万円以下であること
5	全ての世帯員について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資
	産以外に利用し得る資産を所有していないこと
6	全ての世帯員について、介護保険料を滞納していないこと

なお、短期入所サービス(ショートステイ)には特例減額措置が適用されません。また、 施設入所に伴い世帯を分離した場合、③、④、⑤の世帯の年間収入は従前の世帯構成員の 収入で計算します。

さらに、配偶者が同一世帯に属していない場合は、配偶者についても判定の対象になります。

申請の際に必要なものは裏面を御覧ください。

≪特例減額措置の申請方法≫

負担の軽減を受けるには、介護保険課へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を 受け、サービスを利用する際に介護保険施設に提示することが必要です。

申請の際は、次の①~⑤をあわせて御提出ください。

1	介護保険負担限度額認定申請書
2	市町村民税課税世帯における食費・居住費の特例減額措置に係る資産等申告書
3	入所施設の契約書又は重要事項説明書等の写し
	(施設利用料・食費・居住費の記載があるもの)
4	世帯全員(別世帯の配偶者も含む)の収入額のわかるもの
	(所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、給与明細、確定申告書の写し、そ
	の他収入を証する書類) ※所得証明等をとる必要はありません
5	世帯全員(別世帯の配偶者も含む)の預貯金の額がわかるもの
	(預貯金通帳の写し等)

*①介護保険負担限度額認定申請書は、平塚市 web ページに掲載しておりますので、 ダウンロードしてご利用ください。

平塚市 web トップページ 検索窓 特例減額措置 と入力して検索。 ページ下部に掲載

問い合わせ先

平塚市福祉部介護保険課介護給付担当 ☎0463-21-8790(直通)